

役員報酬規程

社団法人 外航船員医療事業団

〔昭和 56 年 8 月 1 日制定〕

〔平成元年 4 月 1 日改定〕

〔平成 3 年 4 月 1 日改定〕

〔平成 10 年 7 月 1 日改定〕

(総 則)

第 1 条 定款第 17 条のただし書にもとづき、常勤の役員に支給する報酬はこの規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第 2 条 常勤役員は、月額報酬、通勤手当及び期末手当とする。

(報酬の計算と支給日)

第 3 条 月額報酬の計算期間は、毎月 1 日から月末までとし、支給日は毎月 25 日とする。ただし、支給日が土曜日または休日に当たるときは、その前日とする。

(月額報酬)

第 4 条 月額報酬は、次の通りとする。

専務理事 月額 500,000 円

常務理事 月額 400,000 円

(通勤手当)

第 5 条 日常の通勤に要する費用に代えて、通勤期間 3 ヶ月ないし 6 ヶ月の定期券を支給する。

(期末手当)

第 6 条 期末手当は、夏期及び年末に別に定めるところにより支給する。

(日割り計算等)

第 7 条 月額報酬は、新任、退職、増減報酬ともすべて発令の当日より起算し、報酬はその月の実日数による日割り計算とする。ただし、退職及び死亡の場合は、その月の出勤日数が 11 日以上の場合には全額、

10日以下の場合は半月分を支給する。

(無届欠勤者の月額報酬)

第8条 職員就業規則第15条の規定に準じ、無届欠勤については1日につき月額報酬の100分の2を差し引く。

(長期欠勤者の月額報酬)

第9条 傷病による欠勤者の月額報酬は、下記により支給する。

欠勤開始時までの勤務期間	全額支給	8割支給
3年未満	0	6ヵ月
3年以上	最初の3ヵ月	3ヵ月

附 則

この規程は、昭和56年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年7月1日から適用する。

参考資料

昭和56年8月1日	専務理事	月額報酬	500,000円
	常務理事	〃	400,000円
	(設立以来、8年間据え置く。)		
平成元年4月1日	専務理事	月額報酬	550,000円
	常務理事	〃	440,000円
	(それぞれ10%アップした。)		
平成3年4月1日	専務理事	月額報酬	590,000円
	常務理事	〃	480,000円
	(それぞれ40,000円定額アップした。)		
平成10年7月1日	専務理事	月額報酬	500,000円
	常務理事	〃	400,000円
	(設立当時の月額報酬に戻した。)		